

## 第八章 農村青年社事件の概要

## 一 1930年代に於けるアナキズム革命運動

吾々は、1930年代におけるアナキズム革命運動として、ふたつの運動をあげるべきであると信じる。

そのひとつは農青運動（1931.2—1932.9）、いまひとつは日本無政府共産党運動（1933.11—1935.10）である。ただ、後者は、実際の具体的活動に入ったのは、恐らく昭和十年（1935）後期の短期間のものであるので、存在期間に比し残念ながら活動内容が充分でなかった（党については既述した）。

しかし、このふたつは、明白に自由コンミュンの樹立を直接の目的として存在、活動した点において、1930年代におけるアナキズム革命運動として規定しても差支えないと思う（この規定にはかなり問題がある）。

言うまでもないが、一般的な意味でのアナキズム運動は少くはない。しかし、社会革命が必要なときに、社会革命を直接の目標として戦いをすすめたという意味では吾々は躊躇なく、それはさきに述べたように、ひとつは農村青年社のアナキズム革命運動であり、いまひとつは日本無政府共産党であったと思う。

吾々の事件は農村青年社事件と呼称されているが別に異論はない。

しかし、日本無政府共産党事件では、綱領、規約があり組織者もあれば加入者もあり、党は自明的にピュローロが党組織である。この点、農青事件は、法条的な農村青年社なる組織体があつて、山形とか長野とか、神奈川とかの諸同志が加入したものではない。

勿論、事件は法条的には治安維持法違反事件として判決され、そうした点からみれば農青事件は組織と加入が成立するような事実があったように考えられようが、それは全く事実から遠い。これについては、本書において、統一的是ではなかったが、いろいろなところで記述し、特に第四章の第四項、ならびに第五項の「農村青年社事件と結社加入問題」に於て詳述したので、再言しない。コンミュン(Parti)の全国的聯合であったと言ふことは言えよう。

そのような次第で、農青事件は一党的な組織体ではなく、福島県は福島県、長野県は長野県、山形は山形といった、それぞれの一県下地理区画の、それぞれの聯合したアナキズム革命運動であった。その革命運動の具体的な内容については前章までに詳述した。

吾々は次章(第九章)において、今日、残存している農青イズムを支持した同志の協力によって信州における1930年代の革命運動史と他府県の運動史(史料の入手が殆んど不可能である)を記述する予定であるが、農村青年社事件なるものは、農村青年社傘下に行為されたアナキズム運動ではなく、吾々が既成アナキズムの思考と内部状態に直面して吾々が考えたことと、多数の各県の同志諸氏との考えが一致したということである。

それが相互のじん帯となって、そこに共通性あるアナキズム革命運動が農村と地方を基体として展開されたのである。

農村青年社事件は、その後のフアシズムとミリタリズムの濤にながされて、殆ど実体を知悉されず埋没されたと言つてよい。しかし、前記の点(非総聯盟)は充分に理解して欲しい。

## 二 木下茂「僕はこう考える」―追記―

本章の目的は、農村青年社事件を、短かく、概要を紹介することにあつた。その意味からは、この第二項は、本筋からはずれているように思うし、事実外れているのだが、掲載して全然無駄ということもあるまいと思つて掲載する。

本書の最終章(第十章)には、農村青年社、農青運動、農青イズムと言われるものについての、当時のアナキズム陣営内部からあらたえられた批評をあつめ反論せず、そのまま掲載する予定である(この予定は不幸にして頁数の関係で不可能となつた)。

そのひとつに木下茂の「僕はこう考える」(大阪市西成区鶴見橋北通5-4、「黒旗」創刊号、昭和七年二月発行に掲載)があり、農青運動に批判を加えている。木下はアナキズム農民運動に非常に努力をした(既述)。この「黒旗」にのせた農青批判「僕はこう考える」の全文を掲載したいと思つて同誌を探したがが発見できない。

しかし、「農村青年」(昭和七年三月十三日発行)第五号の第二面に「黒色運動の前進のために」(鈴木靖之)のつており、この内容の中で、木下の文章を反駁している。この文は第七章の第三項、農青出版物資料(15-C)「農村青年」第五号に掲載されているので木下茂の下記の「追記」(「黒旗」三月号掲載)と共にあわせ一読して欲しい。なお三月号には編集者の「後記」、「其他」がついているので、事情を理解する資料とならう。付言する。

はつきりしたことはわからないが、木下は「黒旗」二月号に「僕はかう考える」の原稿を黒旗編集部へ送つたあとで、「追記」を送り併せて掲載を希望したが、追記は二月号に掲載されず、三月号に掲載された。その追記を次にかかげる。

「僕はこう考える」―追記― 木下 茂

この一文を大阪に送つたのちに、原稿全体に亘つて農青、パンと自由社(注86)の諸君の態度批評に終つたことが、少しくいきみ過ぎていたと思つた。農青社の諸君の農村解剖など、多分に、僕は見解を同じくしているが、実践行動に対する意向中には賛成しがたい点が相当にある。これと言ふのも、諸君たちの闘志が旺盛のあまり、即時に農村は起つべく準備されていると思惟しようとした結果であるかに考えられる。

結成主義は排さるべきだし、自主分散の積極的行動をお互いが相協力する。この意義は寸毫も諸君たちと相違していないのであるが、諸君たちの熱火のごとき意志中には、それが行為の思考に少なからぬ酔態の気味を交えていることが推察される。

これは我々の運動にとって一番危険な、一番避けなくてはならぬものだ。近來の社会状態は、漸く衰微に傾いたかの如き反動勢力が最後の跳梁を試みんとしているときで、この国のみの現象ではなく形式こそ違つても、世界を通じて捲き起こされた渦である。社民党がフアッシュの波に同化し、大小のマルキスト、自由主義者たちも、それぞれの名文を繕つて、フアッシュ参加の形勢であり、かような場面に際会すると、誰もじつとしていられないような興奮を感じる。愛国的な名のもとに虐殺行為が遂行され、自覚なき民衆のそれへの首舞。この狂騒状態に於ける吾々の態度は大いなる決意を要するけれど、何よりも冷静な態度を有たねばならぬ。火のごとき闘志は軽卒な乱舞ではなくて、実相に対する冷徹な見きわめによる根強い行動であるべきだと考える。

かつて演ぜられた愛国的な十六人問題や、それと相似的な浮動した感激にとりつかれないような認識をお互が持つべきは緊要な事柄だ。

言葉が不足かも知れないけど、この真意を諸君に提案したく思う。(七・一・七日)  
(注86)「パンと自由社」は農青社と同一。自主分散、特に自主行動を提唱し、結成主義を排し、自聯、黒聯の解散を主張。

「最近運動の組織並に形態に対する一提案」と、「吾国に於ける革命の完行について」を木下は批判している。

以上が木下の「僕はこう考える」の「追記」であるが、この追記が「黒旗」二月号に掲載されず、「黒旗」三月号に掲載された経過について、「黒旗」編集部では下記のように「編集者付記」なる釈明を行なっているが、「釈明」そのものも、有意義なので、これも茲に追掲する。

同志、木下君のこの「追記」は第一号（一創刊号）が印刷にまわっているときに、すでにある同志の家に来ていたのだ。処が、校正や連絡のために、その通信場所に行けなかったので、ついに創刊号が印刷されてから、編集係にまわってきたような次第だった。そして、今、ここにこれを掲載するのだが、こういう不行届のために、今頃、これをここにのせるべきまを、木下君はじめ、諸君にはなはだ相済みないことと思っている。

なお、また、も一言、言わして貰いたい事は、あの木下君の一文に対しては、その言わんとしたところはよく解かるし、木下君の意見に敢えて反対する訳ではないが、可なり言い足りないところや、誤解があった。それを知らながら編集者がだまってそのまま、あたかも木下君の意見に全的に「木下君の言う意味は解かるのだから」と、それをそのまま、こちらの意見も呈出せず、のせたということは何としても手落ちだったし、正しくなかった。

ここで、そのことも一言して、今後一層、定見の下になされた編集方法をとって行くことをここに一言付記する。木下君はじめ諸君の了解を得たい。

以上で編集後記は終わっている。なお、この後記が掲載されている「黒旗」三月号の扉には、大阪「黒旗」の主張として、下記の文が掲載されている。（尚、木下は昭和七年十二月病死した。若し彼が生きていたら農青運動の見方がより変化しただろう）

「一県、一村の地域単位を確立しろ、という問題は、真先きにおれたたちの雑誌「農村青年」二月号が正当にも、これを取上げて提唱した如く、こいつはおれ達の今後の運動方法としてもっとも適切だ。実際のだ。おれたちはこの方法によって、今後どしどしとおれたちの同志をつくり、自主分散と自由発意の運動を積極的に展開して行かなくちゃ駄だ。その為には、他のブル団体、ボル団体、反動団体の中にもモグリこんで行かねばならない……（後略）」。

### 三 農村青年社の構成と崩壊

さきに本章の第一項で述べたように、農村青年社そのものは東京（下目黒九三〇）だけのもので、東京の農青社の Parti は下記のとおりである。

別所孝三、船木幾政、平松秀雄、星野準二、草村欽二、金子只広、望月治郎（秋幸）、宮崎晃、大日方盛平、小野長五郎、鈴木靖之、田代儀三郎、和佐田芳雄、八木秋子の以上十四名である。但し、別所、船木、草村は「黒色戦線」関係の人達で、横山実、本多京三なども「黒色戦線」には関係していた。「黒色戦線」はもともと鈴木、星野の協力で出版され、吾々も当然のこととして原稿を書いた。それが、あとで農青関係者として別所が起訴され、次に和佐田の証言によれば舟木、草村も起訴された。また、長野の予審、地裁ともに「黒色戦線」を農青社刊行リスト中に羅列した。

しかし、厳密に言へば黒色戦線は別なものだ。農村青年社そのものは、後述のように昭和七年（1932）九月二十七日、鈴木靖之の解散声明書によって解散した。解散については、「館林手記」は、解散に関して、昭和七年八月、農青社アジトで鈴木、八木、小野長五郎が熟議し農青社を解散した」となっている。

農青の解散について、長野地裁判決書では、鈴木は「被告宮崎等主要な同志が資金活動事件のため検挙せられ、潰滅に瀕したるところより、その発展的解消を策し、昭和七年九月二十七日付解散声明書を（資料17）配布して解散す」とだけ陳述、予審に於ても、地裁に於けると同様の陳述をし、解散に至る過程については語っていない。

この点「館林手記」では前述のように「八月頃、鈴木、小野、八木が参集し、解散につき協議した」ことになっている。当時、八木秋子のみは執行猶予つき出所していたが、出所するとき、小野が一寸顔を見せただけで、鈴木は全く顔も見せず、その後も兩人に会ったことはないの、八木が解散協議に顔を出すはずもない。八木は、出所後、農青運動が停止状況にあるのを見て、新しい同志（梅本英三等）を求めて再建を意図せんとしたが、八月頃、黒聯より朝鮮の同志を介し農青と話合いたい旨の連絡があり、出向いてみると八木独りで、十四、五人の連中が取巻き、談合ではなく査問会にかけられ（詳述省略）、そうした空気が農青再建の前途は至難であった。当時、連絡をとる意志があれば、鈴木は八木秋子、田代、大日方などに連絡がとれたにも拘らず、彼は独善的に農青を解散した。なお、鈴木が談合したという八木は、八木秋子でなく八木渡（糸魚川）であることが和佐田の提言で判明し、それを裏付ける事実も発見された。

しかし、改めて、茲で述べておきたいのは、上記の鈴木、鈴木の農青 Parti についてだけで、各府県の同志が展開しつつあった革命運動とは全く無関係であるということである。しかし、時局が險悪となり、官憲の圧力が増大し、運動

の困難が倍化しつつあったその大切なときに東京 Partei の解散とその声明は、讚成しがたい。しかし、地方に於ては、たとえば福島では文学思想誌「冬の土」は、昭和六年（1931）十月から昭和八年（1933）十月迄、発行を継続し農民運動を支え、信州に於ても、佐久、伊那、大門のアナキズム革命運動も昭和九年（1934）十二月頃までは、弾圧に抗して持続されたのである。こうした傾向は他府県に於ても見ることが出来るであろう。

#### 四 農村青年社の成立過程

上記の点はその程度にとどめ、次に農村青年社の成立過程について記述したい。  
この点につき、鈴木は地裁判決書に於て「…而して農村青年社の本質は、そのテーゼとも解すべき私の「手記」自治民約に詳起した…」と述べているほか、「館林手記」では、農村青年社の組織と経過のなかで、「農村青年社は：自治民権、自治民産、自治民道の三原則を綱領として、諸般の具体的方針を決定し、それぞれの部署を分担、活動したものである」と述べている（和佐田によればこれは権藤成郷の右派理論の変型であるという）。

鈴木が長野署拘留中、老大な手記を書いていたことは瞥見していたが、このようなもの（自治民的）などが書かれていたこととは知らなかったが、勿論、農村の成立に、このようなものが関係ありようがない（注87）。

（注87）鈴木は郷里、茨城県磯原で昭和四十五年九月六日、結核で病死した。遺稿には野口雨情研究、日本神道研究があった。吾々は特に第一章、第二章において、当時の農村の悲惨な客観的諸情勢をはじめ、アナキズム都市運動の状況、軍部の台頭、ファシズムの進展、中国侵略開始等について詳述した。

このような情勢の下に「昭和五年頃より吾国に於て日本共産党、その他の革命運動が熾烈なる勢を以て進展しつつあるにも拘らず、当時、黒聯等、アナキズム団体は都市にその運動を重視し運動の方法中央集権セクト化するなど幾多の誤謬を犯しなお、同志の生活態度はいちじるしく無頼化し、ためにアナキズム運動は大衆と遊離し、萎微沈滞し、無力化しつつある情勢に刺激され、且つ、当時、農村不況、農民の窮乏はなほだしく、これを坐視するに忍びず（地裁判決結定書、第24頁）、無政府主義による新たな運動の展開を農村にもとめ、農村に無政府主義運動をおこす具体的方針を『農村に訴う』と題して執筆し、これを『黒旗』（相沢、星野等の）昭和六年二月号別冊として掲載、あらたなる革命運動の方針を樹立し、提唱した（同上宮崎、第64頁）。」

「然るところ、星野が昭和六年一月頃、単身上海し、宮崎方に寄過中なりしにより、右『黒旗』二月号の『農民に訴う』を示し、こ

の方針を全国同志に滲透し、農村を中心にアナキズム革命による自由コンミュン建設のため、共々、提契、実践活動をなすべき旨を提唱したところ、星野もこれに賛成、『農民に訴う』には具体的なる運動方針が示しあり、現在の社会機構内に於て、自給自足、自治協同は農村にして始めて実施しうべく、この方針ありて始めて農村に発展性ありとの意見なり（同上第66頁）。

その前年八月、鈴木は『農村青年に訴う』なる農民に対するアナキズムの啓蒙パンフレットを出しており、農村解放を提唱、十二月頃牛込神楽坂で在京アナキズムの会でも、農村の窮状と、農民解放の急務なることを訴えているのを、その会に出席していた八木が聞き、かれが農村出身で、農村問題に熱意を有していることを知り、且つ、星野とはAC学生聯盟、黒色戦線の同人で熟知の間柄だったので、昭和六年（1931）二月十二日、星野、宮崎、鈴木が目白文化村の八木の家にあつまって「結局、その日の協議はアナキズム革命を目的として、農村を中心に、アナキズム思想を啓蒙し、農民に自給自足、自治協同を現実生活に反映せしめつつ、将来、協同社会たる自由コンミュンを建設するために行動することに一決し、その後、同月二十日頃、社名を農村青年社と決定、機関紙を『農村青年』とすることなどを決定した（同上、鈴木陳述第67頁）。

以上があるがままの農村青年社の成立過程である。ところが、鈴木は、前述の陳述にひきつづき、「而して農村青年社の本質は、そのテーゼとも解すべき私の手記『自治民約』に詳記したたるが…」（同上74頁）と陳述、農村青年社が自治民約なる綱領によって成立せる結社かのごとき陳述を行なっているのである。

勿論、各人には各人の把握があり、解釈、力点などに差異があり、その特質に応じる活動の展開があり、それが自然状況ではあるが、地裁決定書に記載されている彼の自治民約テーゼ説（この点「館林手記」には一步をすすめ、自治民権、自治民産、自治民道の三原則をもって自治民約と言ひ、自治民約を綱領として諸種の具体的方針を決定し、部署を分担、活動した」となっており、この真偽については既述した）。

#### 五 農青運動検査の特質

昭和十年（1935）十一月二十七日未明、長野県下に於て、アナキズムの影響下にあった農民労働者57名余が、突如として検査された。（前項で述べたように農村青年社はその三年前の昭和七年（1932）九月、鈴木によって解散され存在しない。）

資金活動のため刑務所にいた平松は昭和八年三月に、星野、八木、望月、和佐田は昭和九年一月、いずれも出所。宮崎だけは正十五年（1926）日立争議の際、黒聯の久原房之助邸放火事件で三年の刑が確定していたので、資金活動による八か月とあわせて服

役、昭和十年(1935)八月二十六日、小菅刑務所を出所したばかりであった。それが、突如として、前述のように長野県一斉検挙に続き、昭和十年(1935)十二月二十五日から翌年一月にかけて、平松をのぞく旧農村青年社(東京)全員が突如、検挙され、長野県警に押送された。

さらに、数次にわたって記述したとおり、社会情勢上、政治的要請にもとづいて、農村青年社を一定の綱領を有する全国的非合法結社と規定し、一切の準備をととのえた上、東京農青社検挙後の翌年、昭和十一年(1936)五月四日、全国の新聞記事差止めを行なった。一道三府四十一県にわたって、三百有余名のアナ系農民労働者を農青社の加入者として一斉に検挙し、予審終結後、昭和十二年(1937)一月十一日、本事件は記事解禁となったのである。

その中で起訴された者は下記の通りである。  
一、東京、長野以外(但し昭和六年当時)

- 田中 豊吉(34) 栃木県宇都宮市中河原九九〇
- 岡崎 一男(27) 茨城県新治郡小桜村
- 松倉 古城(29) 茨城県新治郡石岡町
- 桜井 一(27) 山梨県甲府市富士川町一三
- 大熊房太郎(31) 埼玉県南埼玉郡葛蒲町二〇七二
- 藤江 誠一(38) 千葉県印旛郡安食町
- 吉田 多蔵(29) 福島県河沼郡日橋村
- 佐藤喜十郎(34) 福島県耶麻郡松山村
- 瓜生 伝(33) 福島県耶麻郡松山村
- 菊地 清吉(29) 山形県西置賜郡長井村
- 八木 渡(27) 新潟県西頸城郡糸魚川町
- 石川金太郎(34) 静岡市高町三一二三
- 沢田 武雄(33) 静岡市宮本町四七
- 三上 由三(36) 岐阜市高森町
- 草薙 市治(30) 神奈川県高坐郡大野村一七九二
- 鈴木 清士(30) 神奈川県高坐郡大野村

- 二、長野県関係(但し昭和六年当時)
- 伊沢八十吉(30) 長野県上伊那郡富県村桜井
- 南沢袈裟松(33) 長野県北佐久郡南大井村一八二一
- 増田貞次郎(3) 東京市中野区相生町三一
- 松蔵鉄三郎(30) 東京市駒込神明町三八七
- 島津徳三郎(29) 東京府下小金井村一八六一
- 鷹野原長義(35) 長野県小県郡大門村小茂谷
- 山田 彰(32) 東京市中野区相生町三一
- 三、東京(但昭和六年当時農青社)
- 小野長五郎(36) 名古屋市中区千種町
- 別所 孝三(29) 東京渋谷区代々木山谷四三四
- 星野 準二(32) 名古屋市中区千種町
- 望月 治郎(26) 東京市中野区新山通
- 宮崎 晃(38) 東京市荒川区尾久
- 大日方盛平(29) 東京淀橋区柏木一ノ一七五
- 鈴木 靖之(35) 東京市荏原区中延
- 田代儀三郎(31) 長野市横沢町五二

和佐田芳雄(26) 広島市尾長町  
八木 秋子(43) 大阪市此花区西九条  
起訴をされた者は三十六名でこの表では一名不足するが明白にできなかった。検事局送りとなり不起訴となった者は極めて多数あると思うが明白でない。

この農村青年社事件の検挙原因の誘因となったのは、日本無政府共産党の事件発生によって、旧にさかのぼって、農村青年社を治安維持法上の結社として構成し、アナキズム革命運動のあらゆる根幹を根こそぎにするために、支配階級の意図した反国家思想及運動の弾圧のために意識的に利用された事件たることは明白である。

吾々の農村青年社事件は、大量検挙が行なわれた長野県に於て、右のような事情によって、裁判進行は、長野側と併行して、長野地裁判決は昭和十二年(1937)四月十二日、また、その最終審は東京控訴院にて行なわれ、判決は昭和十二年(1937)十月二十六日で、全員、治安維持法違反、有罪で名古屋刑務所星野、豊多摩鈴木、小菅刑務所宮崎などと下獄した。

これに対し、日本無政府共産党のほうは、終審の東京控訴院判決は昭和十五年(1940)二月八日である。被告は、農村青年社事件が36名、日本無政府共産党事件が21名である。

これを日本共産党運動に対比すれば、野呂、宮本頼治ら四党第七次検挙が昭和八年(1933)春田庄次郎、竹中恒郎らの第八次検挙が昭和十三年(1938)神山茂夫ら第九次検挙が昭和十五年(1940)で、日本共産党運動もほぼ、この時代に於て記録に残存するものは消滅した。(勿論、昭和十二年(1937)以来、一次、二次の検挙が行なわれている)。

それはさておき、右のごとくにして、1930年代における、ふたつのアナキズム革命運動は終焉の幕を閉じたのである。

### 六 農村青年社の解散について

農村青年社(東京)が解散したことは、現存する関係者のあいだでも、事実が明白であったことは前にも述べたことがある。しかし、長野地裁の予審終結決定書中で、昭和九年六月二十日(証第36―35)解散となっており、これが実際とすれば、資金活動事件の望月(注88)和佐田、八木、星野らは昭和九年一月にいずれも出所しているのであるから、解散といった重大な事実について忘れるとは考えられないので、解散問題は謎であった。

ところが、地裁の終結定書があらわれ解散の時が鈴木木の陳述で昭和七年(1932)九月二十七日と訂正されたことがわかった。この解散の日は、「館林手記」に於ても「長野県社会運動史」(昭和二十七年1952刊)(注89)に於ても後者の日時になっているし、これらの材料のほか、本書執筆の過程において(昭和四十六年(1971)十一月九日)、まったく偶然の機会で、既述した京都の東洋文化社から昭和四十七年(1972)八月に「社会問題資料叢書」の一部として、当時の司法省刑事局刊の(注89)「農村青年社事件」(630頁)が、既述の通り発行を予定されているが、この書の内容の一部である「農村青年社解散声明書」後掲資料(21)が、偶然の機会によって、原稿完結前に入手できた。

(注88) 望月は、控訴院判決確定後、小菅刑務所へ収容される直前、まだ、巣鴨拘留所未決在監のまま、夜間、服役作業中、脳出血(?)によって急死した。

(注89) 労作「長野県社会運動史」青木恵一郎著、第403頁以下5ページにわたって「無政府主義運動と農村青年社なる一項があるが、記述されているが内容は、事実誤認が多く、遺憾である。

以上の資料(21)にもとづき、農村青年社(東京)の解散時期に関する疑義が一掃され、農村青年社は昭和七年(1932)九月二十七日、解散声明書を出したことは、うたがう余地がなくなった(しかし、そうだとすれば、予審終結定書の証第三六号の三五をもって、昭和九年六月二十日解散とあることは、まったく理解に苦しむが……)

いずれにせよ、吾々が前述したように、事実上としては、東京農青社は星野、八木等、非合法グループの二次検挙(昭和七年四月)後、いくばくもなく革命運動の実践活動は停止し、具体的には、「信州自聯」第二号(昭和七年(1932)六月二十日)の発行を以って、本来の東京の農青運動は停止した。

その後、啓蒙的出版物が一、二と「黒色戦線」第六号(昭和七年九月)まで出版され、同誌の編集後記において、鈴木は「黒色戦線」よりも身を退く旨の声明を掲載している。「黒色戦線」そのものは、編集者が交替し、農青とは無関係に第八号までは出版が続けられた。再言するが、農村青年社はマラテスタの言う集中組織でもなければ、総聯盟でもなく、いわゆる Partei(石川三四郎は、この語を盟団、協盟と訳した)にしか過ぎない。要するに仲間というにすぎない。何れにせよ、かくて農青は崩壊した。

## 七 「解散声明書」の内容について

上述の件については、鈴木は、長野地裁予審終結定書中に於いては、次のような陳述を行なっている。

「重要メンバーが資金活動のため検挙せられ、潰滅に瀕したところより、その發展的解消を策して、昭和九年六月二十日付解散声明書(証第三六号の三五)を配布して解散し、同年末には一家没落して離散し、名状しがたい思いの中に運動戦線を離脱し……」

長野地裁判決書に於ても、解散月日(昭和七年九月二十七日に変更)を除いては、右の予審終結定書と一文一句の誤まりなく、全く同一の陳述を行なっている。

ところが、「館林手記」となると、この点は大分異なっている。「館林手記」によれば下掲のように書かれている。

星野等の非合法グループの第二次検挙後、「昭和七年八月、農青アジトで、鈴木、八木、小野、が協議し、全国同志はすでに自主分散組織で、責任ある革命的地理区画の全村運動に進んでいるので、これ以上、本部があることは、中央集権となる……農村青年社を形式上発展解消させようとの意見が合致し、九月に鈴木木の草案になる次の声明書が全国同志に配られた」(傍点筆者、また、右の八木は八木秋子でなく八木渡)ことになっている。

吾々は、初め、「農村青年社解散声明書」を本章の末尾に掲げて、この第八章「農青社事件の概要」を終わる予定であったが、第六章六項で述べたように、全く偶発的な事情によって「解散声明書」を入手したところ、鈴木木の「解散声明書」は、上述のようないわゆる「發展的解消」とは異なっており、農青運動の批判と、農青イズムの排除を意図するものであることが判明した。

この結果、「解散声明書」について、「一言吾々の見解を述べざるを得ない事情に立ち到ったので「解散声明書」(資料21)掲出のあと一言これに対する感想を付記しなければならなくなった。

なお、鈴木木の「農青社解散声明書」は自聯新聞昭和七年(1932)十月、第七十四号に「農青青年社は自己の誤謬を清算し、再出発する」旨の記事が掲載されていることも、今回、はじめて判明した。

農村青年社及び機関紙「農村青年」の解散について(昭和七年(1932)九月二十七日)——鈴木靖之——

(一) 今や世を挙げてファッショ反動の氣勢に駆られて政府は満州国承認のために狂っている。無産党政治屋は大挙して国家社会主義に動向し共産党は徒らに残党を獲って窮鼠の闘いに夢中になっている。

然るに世相一般は漸く盛り上る窮乏打開の声と共に、全地方に湧起する民衆のアナルキー的動揺を見るに至り、遂に何事もなくしては到底この忌憂の解決さるべくもない現状を招来しつつある。

この時吾等翻って吾が戦線の現状を顧れば、一沫の悲痛なきにしもあらず。即ち現下の逼迫する反動の前に、又民衆のアナルキー動揺の前に、急拠遂行すべき幾多の条件あり、未だ遅々として進まざる事実の余りに遅刻的なるを痛感する。吾等は斯る現実に直面して如何に為すべきであるか。

(二) 吾々はさきに「農村青年」を起しつつ、従来農村自由聯合主義の下に全国の同志と相計り、アナルキー革命の準備のため、その下地のために、戦端を切つて既に一年有半を経過した。而かもその間凡ゆる犠牲と窮乏と多端の中に駆けて今漸く各地同志の実践的連帯の実を挙げ、稀薄なりとはいえども各地方のアナルキー的素地を開拓したと確信する。然しながら、それもこの山鳴りの如き反動米の前に立って、果してこれなりの現実でアナルキーを勝つ得るか、吾等の意気を以ってすれば疑問視するに足らず、とは言え今や厳正に而かも冷静に批判し以てこれに処するに非らずんば必ずや吾等の勝利あるべからず。吾等此処に立至つて現実を何等の掛値なしに、まともに視なければならぬ。

かくて吾等は今や再び茲に如何に前進すべきかに当面したのである。剩つさえ這般の事件は、幾多の同志を永く獄に奪ひ、窮乏は飢餓に迫る。而もこの現実には吾等は深き反省と批判の機を得、斯くして吾等の新しき出発のために、茲に農村青年社及び機関誌「農村青年」の速やかなる解散を宣するものである。

(三) 吾々は何故「農村青年」を解散しなければならぬか。吾等は幾度か議論して遂に次の決定に達した。茲にそれを要約する。

- 一、農村に於けるアナルキー運動は「農村青年」当初の企画にも増して昂揚し来った。
- 二、今や農村のアナルキー運動は総合的アナルキー運動たるべし、一農村的領域に止まることなく、都市に於けるアナルキー運動と共に密接不離の關係に於いて即ち自由聯合の下に突き進まなければならぬ。
- 三、茲に於いて吾々は「農村青年」の発足の当初に要求したる直接連絡に依る農村自由聯合の実を或程度に昂揚し得たるを以て、先に主張したる如く、今日総合的運動の要求の現実在って、これの存続を打ち切り速かに解散するものである。
- 四、然れば此処より吾々は総合的なアナルキー運動として立つべく、然らざれば多く農村偏重主義と一般に誤解を招来する恐れがある。
- 五、吾々は現社会状況に於いて、各自、各地の持ち場に嚴重に根拠し、而してその実力の均衡の下に総合的な運動を前進さすべきである。これ即ち「農村青年」解散の所以である。

(四) 今吾々は永い間苦闘を続けて来た「農村青年」を解散するに当り、万感交々胸に迫るを禁じ得ない。新しき闘争の前に徒らに懐古するは、アナキストのとらざる所であろう。然しながら良く新しき闘争に備うるためにもまた過去の行動の過ちを明瞭に認識される今日これを此ままに虚構して次に持ち越すは吾等の革命的良心の許さざる所である。吾々はこの解散に際して一切の過去の行動を厳正に批判し以て来るべき日の活動のための戒めにとする。吾々は茲に農青運動の是非は諸兄の批判にまかせ、運動の實際に於ける経験を披歴し併せて行跡と欠点とを有のままに見たいと思う。

一九三〇年末吾々が「農村青年」を企画した當時に於ては吾々のアナキズム運動は確かに一の恐慌をはらんでいた。即ち吾々の生活的窮乏と行動の不振とは幾多の困難なる客観的状況と主観的倦怠とのために底知らずに沈潜するかに見えた。而して心あるアナキスト達はこれを忌憂しつつ、日は徒らに過ぎて行くばかりであった。然し翌三一年初頭には既に、「如何に前進すべきか」を打合せの日を持ち、各自は充分決心すべきときなるを痛感した。此頃既にアナキスト運動の全地方、殊に農村自由聯合運動の積極的行動の爲めに、アナキストの全地方行がぼつぼつとられていた。而してその一の表れとして、やがて二月末には全地方から湧起するアナルキーの要望の下に全村運動の要求となり、農村自由聯合誌の発刊の必要に迫られ、茲に「農村青年」の創刊を見るに至ったものであった。来引続き地方に行動するアナキストの悪感苦闘は、其の年の末まで文字通り席の暖たまる間もなく持続された。

その間「農村青年」は三月、四月号まで、啓蒙の役割に於いて発刊され、六月「如何に為すべきか」のパンフを以てこの運動の指針を明らかにした。同時に附録「農民の友」を以てピラ代り宣伝紙の役割とし本誌に代え、続いて同様な見解は全地方の同志と共に各地に計画された。

更に「農青パンフ」の発刊を企画し、専ら「オレ達百姓のパンフ」とし各地の同志の原稿を以って実践的に、極めて露骨に農村の現状を曝露する一方建設的覚醒を計り、革命的意識の強調に努めた。

(四) その年八月に至り組織問題の議論沸騰し、偶々その原因は各地の運動に於ける結成主義概念のために漸く昂揚しかけた全村運動もために一大行詰りを生じ、当時或程度の発展以上に運動の具体化を齎らすことは困難となり、これに就いて議論百出し、全く一の行悩みとなったのであった。偶々都会に於ける運動の一新形体として「パンと自由社」の創立されるに及んで、茲にも組織問題の難関とされる時、農村青年社に於てもこれが討究の急務が強調され、漸く「運動の組織形体に対する一提案(自主行動の強調)なるパンフの」<sup>(一)</sup>「パンと自由社」より発刊されるや、その余りに突然として急なると共に、友誼団結の非難に掛ってこのパンフの責は同時に「農村青年」の上にも当然躍りかかって来た。

然し乍ら、このパンフの主張する根本義は、分散的自主行動の強調にあつて、友誼団体への批難ではなかつたのであるが、偶々その筆法の災する所は実に先の懸案とはいささか趣を異にした。而して運動の必要上、性急にその欠点を索する用もなく発表された。此の点に関し吾々は今日明らかにその突然的発表と、友誼団体への非難の結果を持つに至つたことの過誤たるを認めざるを得ない。唯だ運動の必要、実践の要求によつてのみ前途の見通しを押しすることは、必ずしもより善き結果に到達するとは限らないからである。

而して当時の「農青」の主張は、実践のために理論は何等の權威なしとするに於いて、偶々実践主義に終始していたかの如き有様であつた。そしてその当時「農青」に対する非難は独善主義の語を以てさげられ、その(提案)効果と共に喧伝されるに至つた。然し乍ら吾々の当初の目的とする所は、即ち組織問題に在り、分散的自主行動の強調にあつて殆んどこれが主張に目も足らざる熱烈さであつたために、独善主義の非難も敢て取るに足らざるとして一蹴し去り、分散自主の標語の下に走駆し來つたのであつた。而してその行動の進歩は更らに独善主義を裏付けるかの如く見誤られ、遂に認識不足と称された。而し吾々は今それを全面的に肯定することは出来ない。が、このことに對し一応反省すべきものありはしないか。これ当初既に吾々の二三に依つて反省を促がし來たところのものであつた。

(六) 本年初頭からこの運動は異状な飛躍に達したかの如く観られた。然しそれは必ずしも全地方的と言ふことは出来ない。二三、或は数箇所の急進的傾向によつてこれを計ることは最も危険を伴う仕打ちと言わなければならぬ。而も「農村青年」の機関誌の役割は当然として要求され來つた処であるが、偶々全地方に革命的言辭をもとめ、通信連絡に依つてこれを革命の前進と見るは現実に於いては最も危険を伴う認識錯誤でなければならぬ。然るに一部の主張に依つて「農民の友」は「黒色農民新聞」と改題され、甚だしく飛躍的

な運動の指針に突入したことは、各地の同志からの忠告によつて遂にこれを廢刊するの止むなきに至つた程異状なものであつた。然し本年初頭から各地区の分散的自主の聯合の具体的進展を期し、革命的意欲の下に「××同一単位としての一地理区画の確立」の主張として盛り上がるに至り、既に三月に「信州自由聯合」の現れを見、岡山に「解放新聞」「パンと自由」、大阪に「労働者の叫び」、その府下に「農民の友」等々、やがては各地区の表現として自由聯合の一使命たらんかの如く湧起する処であつた。然るにこの具体的進展は更に「各地区の直接連絡」に待つて始めて可能であると言ふべく、茲に三月既に農村自由聯合の具体的進展を見るに至つた。

(七) これ「農青」の主張の目標であり、運動の重点であつた。然るに農村自由聯合機関誌「農村青年」は五月第六号を以つて休刊されて來た。以来過般の事件の複雑するところとなり、同志の獄に投ぜられ、窮乏の中に更に新らしき進展を予想しつつ遂に未だ今日まで飛躍し得ざる處であつた。更に今日の社会状況の急激なる變化に伴う難関と、これに処するの態度は、以来各自の全能力活動に期して以つて始めて躍進を期せざるべからずと議決する所となり、自ら一大決心の下に起たんと言い交わし、茲に旧き「農青」の役割は終りをつけ、新しき闘争に何等活発なる活動の機体とならざるを以つて、徒らにこれを固守するの愚を棄て、茲に潔ぎよく吾々は「農村青年」の解散を宣するものである。

(八) 顧れば一九三〇年末「農村青年」の議を起してより一九三一年の現在まで約二年間の苦闘は血の滲むような事実の連鎖であつた。吾々は今徒らにこれを意義付けんと欲するものではない。けれども此の苦き経験と実力とを自覚し、明日の新しき戦いのために備へ、以つてアナルキスト革命の成就の爲めに闘わんことを誓うものである。

昭和七年九月二七日

農村青年社

## 「農村青年社解散声明書」について

この声明書が農青社を解散したいということだけであれば、それは各人各様の考えであらうから別にとかく言うことはない。しかし、この声明書は、農青社の解散という問題にとどまらず、さきに述べたように、農青運動の批判と、農青イズムの排除を意図し、そうした立場から農青運動を解散するものである。蛇足とは思ふが一言つけ加えたい。

この声明書の冒頭に社会情勢に対する運動の展望が述べてある。それには次のように書いてある。「……然しながら、それもこの山鳴りのごとき反動来の前に立って、果してこれなりの現実でアナキを勝ち得るか……今や厳正に而かも冷静に批判し以てこれに処するに非ずんば必ずや吾等の勝利あるべからず。吾等茲に立到って現実を何等の掛値なしに、まともに視なければならぬ。……この現実に於て、吾等は深き反省と批判の機を得、斯くして吾等の新しき出発のために、茲に農村青年社、及び機関紙「農村青年」の速かなる解散を宣するものである」。ほかにも種々のことが書いてあるが、声明書の冒頭に述べられているこのアナキズム劣勢論こそ、この声明書の基調となっている本音であろう。しかし、一言、革命運動は決してこの種日和見主義によつては達成は不可能である。

つぎにこの声明書によれば「今や農村に於けるアナキ運動は総合的アナキ運動たるべし、一農村領域に止まることなく、都市に於けるアナキ運動と共に密接不離の関係を於て、即ち自由聯合の下に突きすすまねばならぬ……然れば此処より吾々は総合的アナキ運動として立つべく、然らざれば多く農村偏重主義と一般に誤解を招来するおそれがある」と述べている。これについて言えば、すでに、吾々は第一章、第二章に於て、特にいかなる分析のもとに1930年に於けるアナキズム革命運動を農村と農民を基盤としたかについて、その戦略的根拠を詳細に述べた。と同時に、このような見地に立ち、意識的に革命的地理区画（自由コンミン）の樹立を各地区に於て進展せしめつつあった吾々が、都市アナキズム革命運動と、いつ、どこで密接な協力から離反したであろうか。例外なく、革命的地理区画が進展しつつあった地区に於ては、その地区に近在する都市アナキストと農民アナキストはつよい結合にあった。しかし、吾々は冷静に分析して、革命的烽火は農村からあがり、農民、労働者聯合バルチザンが軍事的防衛にあたるであろうことは、吾々の出版物（吾国に於ける革命の先行について）などにも示されている。ただ、それが地方都市でなく、東京といったふうに限定された都市アナキズム運動について言えば、それは当時、まったく革命の実体を失い、単に名目的総聯盟化した小セクトにすぎず、そうしたセクトを都市に於けるアナキ運動と規定し、それと密接不離の関係をもつべきであり、然らざれば、農青運動は農村偏重主義と誤解されるだろうと述べているのは、多分、この総聯盟化した小セクトに迎合したものである。事実、そのあとにつづく二年間のうちに、日本無政府共産党を結成した少数の人達を除いては、アナキズム戦線そのものからかれらは消えて行ったのである。

そのつぎに彼は、農青パンフ「最近運動の組織並びに形態に就ての一提案」に関して次のように述べている。「右のパンフがパンと

自由社（農青社）より発刊されるや、その余りに突然として急なるとともに、友誼団体の批難にかかって……性急にその欠点を索する用もなく発表された。この点に関し、吾々は、今日、明かにその突然的発表と、友誼団体への非難の結果を持つに至ったことの過誤たるを認めざるを得ない」と。

勿論、これは本書中に於ても繰述したように、アナキズム運動に於ける結成主義の誤謬をつよく指摘し、自主分散活動の本義に立返らない以上、地理区画結成の動向すら阻止され、依然として存在的アナキストの弊から脱却されないことを視て、かれらの反撃を予期しつつ、自聯、黒聯の解体の要求をふくむ、前記のパンフを出版したものであった。

吾々は、このような場所に、あえてマラテスタを引用したいとは考えないが、かれが亡命ロシアアナキストのグループ「ジェーロ・トゥルーダ」のアルシノフが提唱したアナキスト総聯盟の結成に関する組織綱領を提唱したのは1926年であり、マラテスタがこれに反対をなして、「無政府主義組織論」を書いたのは、詳細な編年史がないので明らかではないが、多分、農青運動に先立つ三、四年位しか前のことではない。マテスタのこの冊子は広く邦訳されて読まれているので繰返すまでもないが、マラテスタは、この冊子を書いたすぐあと1928年ローマで病死した。マラテスタがこのなかで、いかにつよく総聯盟結成主義に反対し、そのためにアルレノフはソヴエトに帰順し、これに賛成したネストルマフノは孤立した。しかし、それが故に、マラテスタは「突然的発表と友誼団体への非難を持つに至ったことの過失」を犯したと言うべきだろうか。この点についてこれ以上、書かねばならぬことがあるであろうか。中央集権化し、セクト化し、運動にとって有害であり、事実、それが故にアナキズム都市運動の悲しむべき衰退をもたらしたところの名目的総聯盟の解体を要求したことが、そのどこに叩首低頭すべき理由があるか。

鈴木君には聊か酷だが、解散声明書は遺憾の一語につきぬ。(1972.2.10日)